

第7号様式

第 号
年 月 日

不 認 定 通 知 書

様

墨田区長 印

年 月 日付けで申請のあった、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画については、下記の理由により同法第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

（不服申立て等について）

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（A4）